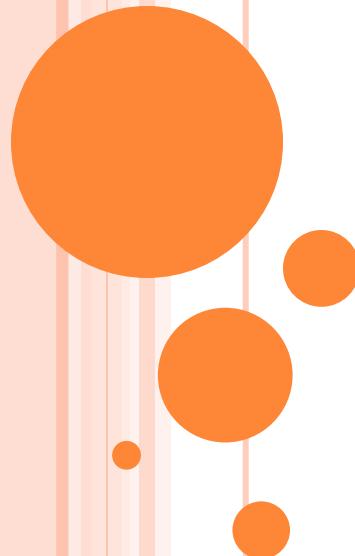


ゆっぷる

今後の取り組みについて



横手市商工観光部商工労働課

I 公共温泉に関する取り組み

◎合併当初、横手市には10か所の公共温泉施設がありましたが、行政関与の妥当性、市財政への影響、民間施設との競合等を考慮し、平成28年3月より、施設の民間譲渡の取り組みを開始いたしました

【● 施設の変遷】(R6.4.1現在)

地域名	施設名	状況
増田	さわらび・ゆーらく	H30.4民間譲渡⇒R2.7市に返還
平鹿	ゆつぶる	譲渡できず⇒市直営継続
雄物川	雄川荘・えがおの丘	H30.4民間譲渡
	三吉山荘	H22.10廃止
大森	さくら荘	譲渡できず⇒市直営継続
	大森健康温泉	H30.4民間譲渡⇒R5.4市に返還
山内	鶴ヶ池荘	H30.4民間譲渡⇒R3.4市に返還
大雄	ゆとりおん大雄	譲渡できず⇒市直営継続

II ゆっぷるの方向性

★...基本的な考え方

- 市が運営に必要なコストを投じながら、温泉入浴サービスの提供継続を図ります
- 運営は外部団体等に委ねることを基本とし、指定管理者制度の導入を目指します
- 運営経費の圧縮、民間温泉施設とのバランス等を考慮し、入浴料金の値上げについて検討します

④ 「指定管理者制度」とは…

※地方自治体設置の“公の施設”について、民間企業やNPO等を含む各種団体に管理運営を行っていただくための制度となります

※市では、公共温泉施設の管理運営を民間事業者等に委ねたい意向であり、ゆっぷるにつきましても、お引き受けいただける事業者の募集手続きを進めてまいります

★...手続きの主な流れ

①ゆっぷるを活用した様々な事業提案を募集します



②ご提案いただいた事業内容(企画)等に関する評価、検討を行います



③提案内容も参考にゆっぷるの機能(現行は温浴・宿泊・食堂)を決定します



④指定管理者制度の導入に向けた具体手続きを行います



⑤指定管理者(民間事業者)が決定された後、民間運営に移行します

III スケジュール

時期	ゆっぷる
R6.4下旬	・事業提案募集の手続きを開始します（～7月）
8月	・外部の有識者も交え、提案事業内容の評価を行います
12月	・ゆっぷるの機能を決定いただいた後、指定管理者制度の導入手続きを着手します
R7.3	・指定管理者を決定いただいた後、引き継ぎを行います
7月頃	・引き継ぎ完了後、指定管理者による営業が開始されます

※施設の機能や指定管理者は、横手市議会の議決により決定となります

※上記は、施設機能や指定管理者が市議会において決定された場合の想定スケジュールとなります

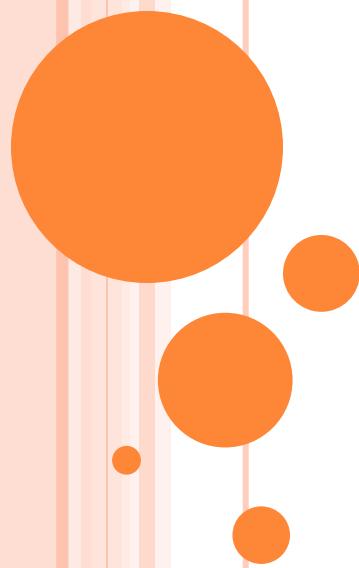
※進捗状況によりましては、想定スケジュールが前後する場合がございますことをご了承ください

IV 事業提案募集の主な内容

事 項	内 容
・必ず提供いただく機能	・温泉入浴サービス
・提案いただく事項	・温浴サービス以外のエリアの利活用法 ・想定する指定管理料（市の投資額）
・提案事業や応募事業者の評価、検討	・運営上の方針、提案事業の内容、業務体制、財務基盤を重視する
・評価に関する特記事項	・施設従業員の継続雇用に関する考え方を重視する

➡ 応募する事業者、指定管理者がおらない場合は…

※指定管理料や施設管理等に関する条件などを見直し、改めて、公募手続きを行います



横手市商工観光部商工労働課

☎:0182-32-2115 FAX:0182-32-4021